

I 特定非営利活動促進法について

1 法律の目的等

(1) 法律の目的等

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなどの様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を持ったり、事務所を借りたり、電話を設置したり、不動産を登記するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行なうことが難しく、様々な不都合（例：代表者名義の口座であると相続の問題など）が生じることがあります。

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、このような不都合を解消するため、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行なう自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

また、この法律の大きな特徴として、NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられています。法人の信用は、法人の活動の実績や情報公開等によって法人自らが築いていくことが必要です。

(2) NPO法人になるための要件

この法律に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要です（法2②、法12①、法15）。

- ア 特定非営利活動^(注1)を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員^(注2)で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員（理事及び監事）のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一口）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有すること（法12①四）
- ケ 理事が3人以上及び監事が1人以上を置くこと（法15）

(注1) 特定非営利活動（法2 別表）

- 1 次に該当する活動であること
 - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動^(注3)
- 2 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

(注2) 「社員」とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者が、これに該当します。勤務する人（従業員）という意味ではありません。

(注3) 19分野に準ずる活動として、都道府県又は指定都市の条例で定められた活動が該当しますが、現在千葉県では条例で定める活動分野はありません。

2 NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類^(注1)を添付した申請書を、所轄庁^(注2)に提出し、設立の認証^(注3)を受けることが必要です（法10①）。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります（法10②）。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法12②）。審査期間を所轄庁の条例で縦覧を経過した日から2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間に行わなければならないとされており、千葉県では1カ月以内^(注4)に認証又は不認証の決定に努めると定めています（条例4）。

設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法13①）。

(注 1) 申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当し、県のウェブサイト（ホームページ）にも掲載します。

① 定款

② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本

④ 住所又は居所を証する書面

⑤ 社員のうち 10 人以上の者の名簿

⑥ 「1(2) N P O 法人になるための要件」のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面

⑦ 設立趣旨書

⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類。なお、当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

(注 2) NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事となります（その事務所が一つの指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）（法 9）。千葉県の場合は、千葉市にのみ事務所をおく法人については「千葉市長」、それ以外で千葉県内に主たる事務所を置く法人については「千葉県知事」が所轄庁となります。

(注 3) 認証とは、法令で定められた要件を備えていれば、所轄庁が確認し証明することです。

(注 4) 千葉県では、条例で縦覧終了後から 1 カ月以内に認証・不認証の決定を行うこととしています（条例 4①）。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

① 役員

NPO 法人には、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表（注 1）し、その過半数（注 2）をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法 15～24）。

(注 1) 定款をもって、その代表権を制限することができます（法 16）。

(注 2) 定款において特別の定めを置くことができます（法 17）。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも 1 回、通常総会を開催しなければなりません（法 14 の 2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法 5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第 27 条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法 27～29）。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法 25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法 25⑥）。

定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となる事項

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑥ 合併、解散

NPO 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます（法 11③）。解散した場合は、官報により債権申出の公告を 2 カ月以内に少なくとも 1 回行わなければなりません。官報掲載にあたり 1 回最低 4 万円程度の費用がかかります。

また、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法 31～39）。

定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者（法 11③）

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法 41～43、77～81）。

（参考）

事業報告書等が 3 年間未提出の場合や設立認証後 6 カ月以内に設立登記を行わない場合には、認証を取り消すことができます（法 43①、13③）。

4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご留意ください。

（1）事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります（法 28～30）。

閲覧される書類

- ① 事業報告書
- ② 活動計算書（経過措置として当分の間、「収支計算書」の提出も認められます。）
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿（最新の役員構成を記載した書類）
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

※設立又は合併後、①事業報告書、②活動計算書、③貸借対照表及び④財産目録が作成されるまでの間は、事業計画書、活動予算書、設立当初の財産目録を備え置き等する必要があります。

※①、②、③、④は定款とともに、内閣府 NPO ホームページにも掲載されます。

（2）納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税事務所等にご相談ください。

① 国税

法人税法上の収益事業（34業種）を行う場合には、管轄の税務署にその届出をする必要があります、その収益事業からの所得に対し法人税が課税されます。

法人税法上の収益事業（34業種）（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の芸術教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業で、継続して事業場を設けて営まれるものです。

※特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当することがあります。

② 地方税

法人税法上の収益事業から生じた所得に対しては法人住民税（法人税割）や法人事業税が課税されます。

また、法人の設立や事務所の設置をした場合には、各都道府県や市町村に報告をする必要があり、所得の有無にかかわらず法人住民税（均等割）は原則として課税されます。ただし、法人税法上の収益事業を行わないなどの一定の条件のもとに、法人からの申請により減免する規定を定めている自治体もあります。

※千葉県における法人住民税（均等割）の取扱（県税条例より）

法人住民税には、法人県民税と法人市（町村）民税があります。

千葉県においては県税条例により、収益事業を行わない特定非営利活動法人の法人県民税を減免の対象としています。

具体的な手続きとしては、①法人の定款、②財産目録、③貸借対照表、④活動計算書、⑤事業報告書、⑥所轄庁による設立の認証を受けたことを証する書類（認証書）の写しを、「法人の県民税減免申請書」及び「道府県税の均等割申告書」に添えて、4月30日までに提出する必要があります。なお、一度減免申請を行うと、翌年以後一部の手続きが不要となります。

詳細については、法人事務所の所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。法人市（町村）民税については市町村により取り扱いが異なるため、各市町村の税務担当窓口へ御確認ください。

（3）登記

NPO 法人の登記事項は、下記のとおりです。手続きにあたり登録免許税はかかりません。なお、変更の登記に必要な書類など詳細については、法務局にお問い合わせください。

NPO 法人の登記事項（組登令2）

①名称、②主たる事務所及び従たる事務所の所在地、③目的等（目的、活動の種類及び事業）④理事に関する事項（代表権を有する者（理事長等）の氏名、住所及び資格）、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑥別表で定める事項（代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め）

主たる事務所を管轄する法務局では、事実発生から 2 週間以内に変更の登記をしなければなりません（組登令 2）。

なお、登記事項のうち、「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」以外の変更は定款変更が必要です。定款変更に必要な書類については P91、P102 を参照してください。

（4）貸借対照表の公告

法人は、（1）のとおり毎事業年度初めの 3 カ月以内に貸借対照表を含めた書類を作成しなければなりませんが、そのうち貸借対照表については、次に掲げる方法のうちから公告方法を定款で定め、遅滞なく公告しなければなりません。

- ①官報（1 度掲載。）
- ②日刊新聞紙に掲載する方法（1 度掲載。）
- ③電子公告（法人のホームページの他、内閣府ポータルサイトを利用する等。5 年間継続して公告。）
- ④不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置（法人の主たる事務所の掲示板等。1 年間継続して公告。）

（5）就業関係

従業員を雇う場合には、一般企業と同様の手続きが必要です。

① 就業関係

労働者を使用するに至った段階から労働基準法の適用事業場となり、所轄の労働基準監督署への届出が必要です。労働者とは、常用、パートタイム、アルバイト等名称を問いません。労働基準法をはじめとする労働者保護に関する法令に従って、労働契約や就業規則の作成などの義務が生じます（労働基準法等）。詳しくは、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

② 労働保険（労災保険、雇用保険）

労働保険には、労災保険と雇用保険があり、それぞれ対象者が異なります。労災保険は、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や、雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となり、保険料は全額事業主の負担です（労災保険災害補償保険法等）。これに対して、雇用保険は、6 カ月以上の雇用見込みがあり、所定労働時間が週 20 時間以上の者が対象となり、保険料は事業主と被保険者が折半で負担します（雇用保険法等）。

詳しくは、所轄の労働基準監督署（労災保険）又はハローワーク（雇用保険）にお問い合わせください。

③ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）

常時従業員を使用する法人事業所は健康保険、厚生年金保険の適用事業所となり、保険料を事業主と被保険者が折半で負担します。また、従業員のうち 40 歳以上の方は介護保険の被保険者となり、事業主が保険料を源泉徴収し納付します（健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法）。

詳しくは、所轄の年金事務所等にお問い合わせください。

5 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」という。）として、認定を行う制度です。

（1）認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリックサポートテストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

（2）特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後 5 年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリックサポートテストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

（3）認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2 ①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2 ①三・四、314 の 7 ①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合は、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます

(措法 66 の 11 の 2 ②)。

二 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2 ①）。

（参考）

国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/21/14.htm>

千葉県ウェブサイト くらしと県税

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/download.html>

（4）認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は①を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）受けることはできないこととなります。

（5）欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があつた日以前 1 年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しく

は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法 51②）。

(参考) 特定非営利活動促進法の施行及び主な改正

平成10年12月 1日 施行

平成15年 5月 1日 一部改正

- ① 特定非営利活動の種類の追加
- ② 設立の認証の申請手続きの簡素化
- ③ 暴力団を排除するための措置の強化

平成20年12月 1日 一部改正

- ① 民法改正に伴う法規定整備
- ② 総会における電磁的方法による表決権行使規定の追加

平成24年 4月 1日 一部改正

- ① 法人運営に係る手続きの簡素化
- ② 情報公開の強化
- ③ 認定NPO法人に係る事務を国税庁から所轄庁へ移管

平成28年 6月 7日 一部改正

- ① 内閣府ポータルサイトにおける情報提供の拡大

平成29年 4月 1日 一部改正

- ① 認証申請時の縦覧期間の短縮
- ② 事業報告書等及び役員報酬規程等の備置期間の延長
- ③ 認定NPO法人の海外送金等に関する書類の事前提出義務の見直し
- ④ 仮認定NPO法人の名称変更

平成30年10月 1日 一部改正

- ① 資産の変更登記に代え貸借対照表の公告を義務化

令和元年12月14日 一部改正

- ① 成年後見制度の利用促進のための関係整備法の成立に伴う役員の欠格事由の見直し

令和元年12月16日 一部改正

- ① デジタル手続法による電子申請の規定整備

令和3年6月9日 一部改正

- ① 認証申請時の縦覧期間の短縮
- ② 個人情報保護の強化
- ③ 認定NPO法人の提出書類の削減